

広島女学院大学大学院学則

1995. 4. 1 制定
2018. 2. 20 最終改正日

第1章 総 則

第1条 本大学院は、基督教主義に基づく学部的基础教育の上に専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科の人材の養成に関する目的と教育研究の目的は、次のとおりとする。

- (1) 言語文化研究科においては、今日の教育機関・各種言語文化研究所・博物館などにおける問題に対処できる言語文化の基礎研究と応用研究を推し進める専門的な業務に従事できる高度な専門的職業人や研究者を養成するとともに、社会人への再教育や生涯学習の機会提供を通して、国際社会にも対応できる人材を育成する。
- (2) 人間生活学研究科においては、教育職員・学芸員・建築士・栄養士などを対象に、国際化・情報化・高齢化・価値観の多様化などで表象される現代社会で人間生活の諸問題に実践的に対応できる専門的職業人や研究者を養成するとともに、人間生活学分野における社会人への再教育や生涯学習の機会提供を通して、地域社会および国際社会への貢献する人材を育成する。

第2条 本大学院は、広島女学院大学大学院と称する。

第3条 本大学院は、広島市東区牛田東四丁目13番1号に設置する。

第4条 本大学院に修士課程を置く。

第2章 標準修業年限及び課程の目的

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 修士課程の在学期間は4年を超えることはできない。

第6条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第3章 学年・学期及び休業日

第7条 本大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年はこれを次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日に至る。授業は17週（102日）とする。

後期 9月21日から翌年3月31日に至る。授業は19週（114日）とする。

第9条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院の創立記念日（10月1日）
- (4) 春季休業（3月16日から3月31日まで）
- (5) 夏季休業（8月6日から9月20日まで）

(6) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）

第4章 研 究 科

第10条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

研 究 科	専 攻	課 程
言語文化研究科	日本語文化専攻	修 士 課 程
	英米言語文化専攻	修 士 課 程
人間生活学研究科	生活文化学専攻	修 士 課 程
	生活科学専攻	修 士 課 程

第5章 収 容 定 員

第11条 研究科各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専 攻	修 士 課 程	
	入学定員	収容定員
日本語文化専攻	6名	12名
英米言語文化専攻	6名	12名
計	12名	24名
生活文化学専攻	6名	12名
生活科学専攻	6名	12名
計	12名	24名

第6章 教 育 課 程

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究科各専攻の授業科目及びその単位数は、別表に定めるところによる。

第7章 課程の修了要件等

第13条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、学年末に試験を行い、これに合格した者に所定の単位を与える。

第14条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題について研究の成果の審査及び合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第8章 教 職 課 程

第15条 本大学院において教育職員免許状(中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、研究科授業科目の中から教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

第16条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許教科の種類
言語文化研究科	日本語文化専攻	中学校専修(国語) 高等学校専修(国語)
	英米言語文化専攻	中学校専修(英語) 高等学校専修(英語)
人間生活学研究科	生活文化学専攻	中学校専修(家庭) 高等学校専修(家庭)
	生活科学専攻	中学校専修(家庭) 高等学校専修(家庭)

第9章 学 位

第17条 本大学院の課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。

2 学位及びその授与に関する規程は、別にこれを定める。

第10章 入学・退学・編入学・再入学・休学・転学・復学・留学及び除籍

第18条 入学は学年の始めとする。

第19条 本大学院修士課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第20条 入学志願者は、入学願書及び別に指定する書類に所定の入学検定料(30,000円)を添えて、本大学院に提出しなければならない。

第21条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関する細則は、別にこれを定める。

第22条 入学を許された者は、指定の期日までに所定の納入金を納めると共に、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

第23条 保証人となる者は、親権者、又は親権者のない者はこれに代わる親族その他の者

とする。

第24条 退学を希望する場合は、その理由を記して保証人と連署のうえ、願書を学長宛に提出しなければならない。

第25条 本大学院に編入学又は再入学を希望する者に対しては、別の規程により研究科委員会の議を経て、これを許可することがある。

第26条 病気その他止むを得ない理由によって引き続き3ヵ月以上修学を中止しようとするときは、保証人と連署のうえ、休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は原則として1年以内とし、その期間は第5条の在学期間に算入しない。

3 休学の期間は通算して第5条の標準修業年限を超えることができない。

4 休学の期間は授業料を免除するが、在籍料(1学期につき年間授業料の10%)を納入しなければならない。

第27条 他の大学院に転学を希望する場合は、第27条と同様退学願を学長宛に提出しなければならない。

第28条 休学した者が復学を、退学した者が再入学を希望する場合は保証人と連署のうえ、所定の願書をもって学長に願い出なければならない。ただし、懲戒により退学を命じられた者及び転学のため退学した者は再入学できない。

第29条 大学院学生が外国の大学院若しくはこれに相当する教育研究機関等で授業科目の履修を希望する場合は、審査の上、本人の教育上有益であると認めたときに限り、これを許可することができる。

2 前項の制度を留学という。

3 留学期間は、1年間を超えない範囲で第5条の標準修業年限に算入することができる。

4 大学院学生が留学中に修得した単位は、10単位を超えない範囲で研究科委員会の議を経て、本大学院における修得単位として認定することができる。

5 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第30条 次の各号に該当する者はこれを除籍する。除籍された者は再入学できない。

(1) 在学期間を満了して修了できない者

(2) 納入金の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

第11章 納 入 金

第31条 大学院学生は次の納入金を別に定める方法によって納入しなければならない。

(1) 入学金 250,000円

(2) 授業料 年額 300,000円

(3) 施設維持資金 年額 260,000円

2 既納の納入金はいかなる理由があっても返却しない。

第12章 賞 罰

第32条 学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生があるとき、学長はこれを表彰することがある。

第33条 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、その軽重に従

って学長はこれを懲戒する。

第34条 懲戒の種類は、戒告、停学、退学とする。

第35条 前条の退学は次の各号の一つに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当の理由がなく、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 教 職 員 組 織

第36条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教員とする。ただし、必要とする場合は兼任講師を置くものとする。

第37条 研究科に研究科長を置く。

第38条 研究科に研究科委員会を置き、授業を担当する専任教員をもってこれを構成し、委員長は研究科長がこれにあたる。

第39条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院担当教員の教育研究業績の審査に関する事項
 - (2) 学生の入学に関する事項
 - (3) 学生の課程の修了、学位審査及び授与に関する事項
 - (4) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要であると学長が別に定めるもの
 - (5) 前号の学長が別に定める事項については「学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」に準ずる。
- 2 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

第40条 大学院に関する事務は、大学の事務組織がこれにあたる。

第14章 研 究 指 導 施 設

第41条 本大学院に大学院学生のための研究室を置く。

- 2 大学の図書館及び総合研究所は、大学院学生も使用することができる。

第15章 厚 生 保 健 施 設

第42条 大学の健康管理室、学生食堂、運動施設その他の厚生保健施設は、大学院学生も使用することができる。

第16章 奨 学 金

第43条 本大学院に在学する大学院学生は、本学の奨学金を受けることができる。

2 奨学金に関する規程は別にこれを定める。

第17章 研究生、特別研究生、聴講生、科目等履修生

第44条 本大学院において、学術の研究、授業科目の聴講又は科目等履修を希望する者に対しては研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 研究生、特別研究生、聴講生、科目等履修生に関する規程は別に定める。

第18章 外国人留学生

第45条 本学則第21条第2号の入学資格を有する外国人で本大学院に入学を志望する者は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は別にこれを定める。

第19章 自己点検・評価

第46条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、立学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うための項目及び実施体制については別に定める。

第20章 昼夜開講制

第47条 本大学院は、昼夜開講制を実施する。

附 則

本学則は1995年4月1日から施行する。

本学則は1997年4月1日から施行する。

本学則は1999年4月1日から施行する。

本学則は2000年4月1日から施行する。

本学則は2001年4月1日から施行する。(第19条、第21条、第22条、第45条及び別表改正)

本学則は2003年4月1日から施行する。(第24条及び別表改正)

本学則は2005年4月1日から施行する。(別表改正)

本学則は2007年4月1日から施行する。(第1条、第15条及び別表改正)

本学則は2008年4月1日から施行する。(第9条、第10条改正)

本学則は2009年4月1日から施行する。(別表改正)

本学則は2010年4月1日から施行する。(第10条改正)

本学則は2012年4月1日から施行する。(第9条、第10条および別表改正)

附 則

本学則は2013年4月1日から施行する。ただし別表の改正中「前期」「後期」を

「春学期」「秋学期」に改める部分は2012年4月1日から施行する。(第9条、第10条及び別表改正)

附 則

本学則は2015年4月1日から施行する。(第42条及び第47条の改正)

附 則

本学則は2018年4月1日から施行する。(別表改正)

附 則

本学則は2018年4月1日から施行する。

- 2 言語文化研究科博士後期課程は、改正後の第10条の規定にかかわらず、2018年3月31日に同課程に在学する学生が在学なくなる日までの間存続するものとし、同課程の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお、従前の例による。

[別 表]

言語文化研究科

日本語文化専攻修士課程

区 分	授業科目	必 修 単位数	選 択 単位数	最低修得 単 位 数	備 考
専門科目	日本古代文学研究A		2		演習1科目 4単位必修 Aは前期開講 Bは後期開講
	日本古代文学研究B		2		
	日本中世文学研究A		2		
	日本中世文学研究B		2		
	日本近世文学研究A		2		
	日本近世文学研究B		2		
	日本近代文学研究A		2		
	日本近代文学研究B		2		
	日本現代文学研究A		2		
	日本現代文学研究B		2		
	日本古代・中世語研究A		2		
	日本古代・中世語研究B		2		
	日本近世・近代語研究A		2		
	日本近世・近代語研究B		2		
	日本語文化演習 a～		4		
	中国文学研究A		2		
中国文学研究B		2			
日本文学文献研究A		2			
日本文学文献研究B		2			
日本語学文献研究A		2			
日本語学文献研究B		2			
合 計			44		計32単位以上 修得し、かつ修 士論文審査及び 最終試験に合格 すること。*1

*1 他専攻・他研究科(人間生活学研究科)・単位互換の科目から8単位を限度として
修了要件単位に加えることができる。ただし、演習科目及び人間生活学研究科の
特別研究は履修できない。

英米言語文化専攻修士課程

区 分	授業科目	必修 単位数	選 択 単位数	最低修得 単 位 数	備 考	
専門科目	イギリス文学研究ⅠA		2		文献研究4単位 選択必修	
	イギリス文学研究ⅠB		2			
	イギリス文学研究ⅡA		2			
	イギリス文学研究ⅡB		2			
	イギリス文学研究ⅢA		2			
	イギリス文学研究ⅢB		2			
	イギリス文学文献研究A		2			
	イギリス文学文献研究B		2			
	アメリカ文学研究ⅠA			2		演習1科目 4単位必修
	アメリカ文学研究ⅠB			2		
	アメリカ文学研究ⅡA			2		
	アメリカ文学研究ⅡB			2		
	アメリカ文学研究ⅢA			2		
	アメリカ文学研究ⅢB			2		
	アメリカ文学文献研究A			2		
	アメリカ文学文献研究B			2		
	英語学研究ⅠA			2		Aは前期開講 Bは後期開講
	英語学研究ⅠB			2		
	英語学研究ⅡA			2		
	英語学研究ⅡB			2		
	英語学研究ⅢA			2		
	英語学研究ⅢB			2		
	英語学文献研究A			2		
	英語学文献研究B			2		
	英語教育研究ⅠA			2		
	英語教育研究ⅠB			2		
	英語教育研究ⅡA			2		
	英語教育研究ⅡB			2		
	英語教育研究ⅢA			2		
	英語教育研究ⅢB			2		
	英語教育文献研究A			2		
	英語教育文献研究B			2		
英米言語文化演習 a~			4			
比較文学研究A			2			
比較文学研究B			2			
比較文化研究A			2			
比較文化研究B			2			
比較言語研究A			2			
比較言語研究B			2			
合 計			80		計 32 単位以上 修得し、かつ修 士論文審査及び 最終試験に合格 すること*1	

*1 他専攻・他研究科(人間生活学研究科)・単位互換の科目から8単位を限度として
修了要件単位に加えることができる。ただし、演習科目及び人間生活学研究科の
特別研究は履修できない。

人間生活学研究科
生活文化学専攻修士課程

区 分	授業科目	必修 単位数	選 択 単位数	最低修得 単 位 数	備 考	
専 門 基礎科目	〔人間科学〕				2科目4単位 以上選択必修 Aは前期開講 Bは後期開講	
	人間科学IA(判外教の人間論Ⅰ)		2			
	人間科学IB(判外教の人間論Ⅱ)		2			
	人間科学ⅡA(人間発達Ⅰ)		2			
	人間科学ⅡB(人間発達Ⅱ)		2			
	人間科学ⅢA(人間関係Ⅰ)		2			
	人間科学ⅢB(人間関係Ⅱ)		2			
	人間科学ⅣA(生涯学習Ⅰ)		2			
人間科学ⅣB(生涯学習Ⅱ)		2				
小 計			16			
専門科目	〔生活経営論〕				1) 特別研究 (6単位)、 特別演習 以外の演 習科目(2 単位)を含 み16単位 以上取得 2) 1科目4単 位に限り、 生活科学 専攻の専 門科目を 履修して、 取得した 単位を修 了要件単 位に加え ることができる。 (ただし、 演習科目 は除く。)	
	生活経営特論Ⅰ(生活経営)		4			
	生活経営特論Ⅱ(生活経営)		4			
	生活経営特論Ⅲ(生活法律)		4			
	生活経営特論Ⅳ(生活情報)		4			
	生活経営論演習		2			
	〔生活文化論〕					
	生活文化特論Ⅰ(日本生活文化)		4			
	生活文化特論Ⅱ(アジア・アフリカ生活文化)		4			
	生活文化特論Ⅲ(欧米生活文化)		4			
	生活文化特論Ⅳ(国際交流)		4			
	生活文化特論Ⅴ(国際関係)		4			
	生活文化論演習		2			
	〔生活造形論〕					
	生活造形特論Ⅰ(生活造形)		4			
	生活造形特論Ⅱ(生活芸術)		4			
	生活造形特論Ⅲ(住生活)		4			
	生活造形特論Ⅳ(室内設計)		4			
	生活造形特論Ⅴ(衣生活)		4			
	生活造形特論Ⅵ(服飾)		4			
	生活造形特論Ⅶ(服飾材料)		4			
	生活造形論演習Ⅰ(住生活関連)		2			
生活造形論演習Ⅱ(衣生活関連)		2				
生活造形特別演習(住居・建築設計)		2				
〔特別研究〕						
生活文化学特別研究Ⅰ	2					
生活文化学特別研究Ⅱ	4					
生活文化学特別研究Ⅲ(修士設計)	4					
小 計		10	74			
専 門 関連科目	〔基礎生活科学〕				言語文化研究科及び単位 互換科目から8単位を限 度として修了要件単位と して加えることができ る。(ただし、演習科目は 除く。) Aは前期開講 Bは後期開講	
	基礎生活科学ⅠA(言語情報Ⅰ)		2			
	基礎生活科学ⅠB(言語情報Ⅱ)		2			
	基礎生活科学ⅡA(情報教育)		2			
	基礎生活科学ⅡB(データ解析)		2			
	基礎生活科学ⅢA(コミュニケーションⅠ)		2			
	基礎生活科学ⅢB(コミュニケーションⅡ)		2			
	基礎生活科学ⅣA(国際コミュニケーションⅠ)		2			
基礎生活科学ⅣB(国際コミュニケーションⅡ)		2				
小 計			16			
合 計		10	106		30単位以上取 得し、かつ修士 論文(又は修士 設計)を提出し 審査に合格す ること。	

1級建築士の実務経験認定科目（修了要件科目からは除外）

インターンシップ 関連	建築インターンシップ 建築設計演習 I		8 8		
----------------	------------------------	--	--------	--	--

生活科学専攻修士課程

区 分	授業科目	必修 単位数	選 択 単位数	最低修得 単 位 数	備 考	
専 門 基礎科目	〔人間科学〕				2科目4単位 以上選択必修 Aは前期開講 Bは後期開講	
	人間科学ⅠA(初学教的人間論Ⅰ)		2			
	人間科学ⅠB(初学教的人間論Ⅱ)		2			
	人間科学ⅡA(人間発達Ⅰ)		2			
	人間科学ⅡB(人間発達Ⅱ)		2			
	人間科学ⅢA(人間関係Ⅰ)		2			
	人間科学ⅢB(人間関係Ⅱ)		2			
	人間科学ⅣA(生涯学習Ⅰ)		2			
人間科学ⅣB(生涯学習Ⅱ)		2				
小 計			16			
専 門 科目	〔健康形成論〕				1) 特別研究 (6単位)、 演習科目 (2単位)を 含み16単 位以上取 得 2) 1科目4単 位に限り、 生活文化 学専攻の 専門科目 を履修し て、取得し た単位を 修了要件 単位に加 えること ができる。 (ただし、 演習科目 は除く。)	
	健康形成特論Ⅰ(栄養生化学)		4			
	健康形成特論Ⅱ(食品学)		4			
	健康形成特論Ⅲ(調理科学)		4			
	健康形成論演習		2			
	〔健康管理論〕					
	健康管理特論Ⅰ(環境保健学)		4			
	健康管理特論Ⅱ(人体生理学)		4			
	健康管理特論Ⅲ(特殊栄養学)		4			
	健康管理論演習		2			
	〔生活環境論〕					
	生活環境特論Ⅰ(住環境設計)		4			
	生活環境特論Ⅱ(住環境論)		4			
	生活環境特論Ⅲ(食品環境)		4			
	生活環境特論Ⅳ(衣服環境)		4			
	生活環境特論Ⅴ(染色加工)		4			
	生活環境論演習		2			
	生活環境特別演習(住居・建築設計)		2			
	〔地域環境論〕					
	地域環境特論Ⅰ(環境生物)		4			
地域環境特論Ⅱ(環境生態)		4				
地域環境特論Ⅲ(環境計測)		4				
地域環境論演習		2				
〔特別研究〕						
生活科学特別研究Ⅰ	2					
生活科学特別研究Ⅱ	4					
生活科学特別研究Ⅲ(修士設計)	4					
小 計		10	66			
専 門 関連科目	〔基礎生活科学〕				言語文化研究科及び単位 互換科目から8単位を限 度として修了要件単位と して加えることができ る。(ただし、演習科目は 除く。) Aは前期開講 Bは後期開講	
	基礎生活科学ⅠA(言語情報Ⅰ)		2			
	基礎生活科学ⅠB(言語情報Ⅱ)		2			
	基礎生活科学ⅡA(情報教育)		2			
	基礎生活科学ⅡB(データ解析)		2			
	基礎生活科学ⅢA(コミュニケーションⅠ)		2			
	基礎生活科学ⅢB(コミュニケーションⅡ)		2			
	基礎生活科学ⅣA(国際コミュニケーションⅠ)		2			
基礎生活科学ⅣB(国際コミュニケーションⅡ)		2				
小 計			16			
合 計		10	98		30単位以上取得 し、かつ修士論文 (又は修士設計) を提出し審査に	

				合格すること。
--	--	--	--	---------

1級建築士の実務経験認定科目(修了要件科目からは除外)

インター ンシップ 関連	建築インターンシップ 建築設計演習 I		8 8		
--------------------	------------------------	--	--------	--	--